

第四十回国会 衆議院 内閣委員会議録 第十四号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事内田 常雄君

理事草野一郎平君 理事堀内 一雄君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公韶君

大森 玉木君 倉成 正君

島村 一郎君 辻 寛一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

緒方 孝男君 山中 吾郎君

受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

文部事務官 宮地 茂君

(大臣官房長)

文部事務官 齋藤 正君

(社会教育局長)

自治事務官 柴田 護君

(大臣官房長)

委員外の出席者

文部事務官 渋谷 敬三君

(社会教育局長)

作権課長

専門員 加藤 重喜君

三月七日

委員柳田秀一君及び受田新吉君辞任

につき、その補欠として栗林三郎君

及び西尾末廣君が議長の指名で委員

に選任された。

同月八日

委員栗林三郎君及び西尾末廣君辞任

につき、その補欠として山中吾郎君

及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 今度の設置法一部改正の内容である著作権制度審議会、その設置の目的ですね。著作権法を現在改正する必要があるという思想のもとにこの設置法をお考えになっておられるか、それを先にお聞きしておきたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 お答えいたします。御承知のように、現行の著作権法は、明治三十二年に制定されたものでございまして、その間、著作権に関連いたしまして、いろいろな媒体が急速に進歩して参りました。そういう点で、全般について検討をする必要があるというところがございますが、そのほかに、戦後、敗戦当初の昭和二十三年に、現在日本が加盟しておりますベルヌ条約がブラッセルにおいて改定されました。日本といたしましても、現

在加盟しておりますローマ規定のほかに、今後ブラッセル規定に加入するという問題を検討し始めなければならぬという問題がございます。第三には、昨年の秋、実演芸術家、レコード製造業者、あるいはテレビ、ラジオの放送事業者に関する権利、いわゆる隣接権の条約がございまして、これに対する加入の問題を検討する必要もござい

ますし、また、この隣接権は、著作権と、特にわが国の著作権法とかなりからみ合った問題がございますので、その問題も検討しなければなりません。また、著作権の仲介業に関する法律がございまして、これも戦前の法律でござい

ますので、現在その運用上いろいろな問題もございまして、これを検討したいという考えでござい

ます。おもな点は以上の点でござい

ます。

○中島委員長 質疑の途中であります

が、この際、自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石山君。

○石山委員 今度の自治省の設置法の中で、共済関係に關して定員増がされるわけですが、これに関連して、共済問題について一応質問したいと思ひ

ます。前の予算委員会の場合にも、大臣に出た点と要望があるが、それらの点を十分考えて法案を出していただきたいと申し上げておきましたが、どうも私が

申し上げた点がなかなか直っておらないというふうに考へているわけです。

それで、先日の当委員会、自治省の官房長にも私はその点を指摘いたしました。既得権を尊重するのが日本の政治、経済の機構の根本をなしておるの

だ、それから新しい制度を出すからには、その期待にこたえるようなものでなければならぬ。既得権を尊重しながら、期待にこたえるような施策を及

こういうふうに申し上げて、既得権の問題については、事例を二、三申し上げました。特に仙台市、新潟市、秋田

市等の事例のうちで、簡単に言えば、金額から申して、四、五百円の増額をするという点、それから自治団体のうち、私は秋田市を例に引きましたが、七億八千万も持ち出しになる計数が出てきております。これはどこまで正確

を期しておるか未知数でございますけれども、地方財政にとつては巨額なと言つてもよろしい持ち出しが出るよう

でございます。掛金がうんと高くなるというところは、既得権を侵すのでござ

いますから、これに対応する期待権、掛金が多くなるのだけれども、そのかわり、将来皆さんの手取りはうんと多

くなりまして、そういう期待にこたえ得るかということ。それから自分

たちの出したお金が、より民主的に、公正に使われるだろうかという期待感

もございまして、こういうことにはこたえられるかどうかということ。す

もう一つは、地方財政の黒字とい

ところが、今の場合出ているわけですね。秋田市の場合でも七億から七億八千万

くらい持ち出しになる。この持ち出しになるのが、どういう方法によつて

それをばめんどうを見るのか、それとも、めんどうを見ないのか。せんだつての

官房長の話だと、めんどうを見ないとい

うようなことを言つたが、そのめんどうの見方があまりいい便法じゃない

だ。その例として、民間の最近における退職年金制度に対して政府が今考へ

ている減税措置をば、私は事例にあげて、官房長の答えるのは少し薄過ぎる

じゃないか。今大蔵省は、民間の退職年金制度を信託、保険類に積み立てた場合は、一・二程度の低率でそれを

預託させる。一・二程度の低率ですよ。ただみないものだ。こういうやり方

で民間を保護するといふことが、この四月一日からやられようとしておる。

それにしても、今自治省がお考えになつてゐるめんどうの見方は薄いのではないかと、こ

ういうふうに申し上げたわけ

です。

要約しますが、既得権を守つてあげ

る、期待感に十分こたえる、それから自治団体等における持ち出しに対して

どういふふうにめんどうを見るのか、こ

ういふことに大臣の御答弁を承らう

といふふうに考へまして、今日まで

待つていたわけ。その点御答弁願

いた

○安井國務大臣 地方公務員の共済制

度につきましての御質問でございます

が、一々私どももごもつともな御質問だと存じます。既得権として持つておりましたものは極力尊重していかねければならないという事は、お話の通りだと思います。ただ、御承知の通り、今度ばらばらになつておりました恩給制度その他の共済制度を一本化したしまして、国に準じた扱いで、全般からいへば、非常に総合性を見せるような共済制度の改善を心がけておるわけでございます。そういう意味から、あるいは個人のある部門については負担が若干ふえるというよりな場合もあろうかと存じます。しかし、従来持つておる既得権はできるだけ尊重していくということも、今お話しした将来につきましても、当然これは給付もふえますし、積み立てた金の使途につきましても、できるだけ最小限度に大蔵省その他の干渉はとどめまして、これの用途については、地方の行政目的に沿うようなもの及びその組合員の福祉の施設に充てる、こういう方向で資金の運営も考へておるわけでございます。

もう一つ、地方団体の財政の問題でございます。これも御承知の通りに、最初一割の国庫補助を要求しておりましたが、これは成立しなかつたわけでございます。そのかわりに、普通交付税の税率を〇・一上げる、こういうことによりまして、相当額の交付税の増収も今度からはかられるわけでありまして、その財源をもつていただきますれば、少なくとも交付団体に対する財源措置は可能であるというふうに私も考へておるわけでありませう。なお、不交付団体についての経費高になるという問題がありまして、これももし計

算上そのことによつて不交付団体が収支上の赤字を生ずるといふようなことがあれば、これは当然交付税の交付の対象になるわけでございますから、そういうことで財源的な措置は可能であるというふうに私も考へておるわけでありませう。

○石山委員 年金制度を討議するのは、本委員会の任務ではないのでございませうけれども、私も、定員等に關して、この問題はやはり考へざるを得ないのでございませう。私たちは、地方自治団体の持ち出し分に対してのめんどうの見方は、在来のもの考へ方だけでは非常に凹凸があると思ふ。私はかつての委員会において、たくさんは要らぬけれども、仙台市、新潟市、秋田市に対して具体策があるか、それを今出しなさいというふうに申し上げましたけれども、二、三日その具体策がそんなに簡単に生まれるものもありません。調査もできない、これはわがらなれぬです。それほどこいざ取組むとどこほこがあつて、持ち出し分のめんどうを見るにしても、非常に複雑な条件がそこに出てくるだらうと思ひます。

は、途中の改正はなかなかむずかしいのです。ですから、この出だしにおいて、大蔵省等で今民間における退職年金に対する援助の仕方を考へておるのをごさいますから、これを見ながら、自治団体の持ち出しに対して十分な配慮をしていただきたいと思います。

それと同時に、もう一つは、民間の大企業が、今保険その他社外に積み立てようとしておるわけですが、これに対してほとんど税金をとらないというめんどうの見方をやろうとしておる場合、民間だけが優位な退職年金制度が樹立されるような体制、それでは不公平があるわけではございませう。ですから、新しく出る場合に構想をきちんとしておかないと、それがもたないで積み重なつていくのですから、途中で改正するといつても、官の機構といふもの

のですね。そうすると、大臣の行政が悪いのだから、官房長の人心の収攬が悪いのだから、皆さんが皆悪いことになる。制度はよろしいけれども、やり方が悪いということになりますから、一つ十分御考慮願ひたい。

もう一つは、そういう意味では、期待感にこたへるといふ点で、持ち出し分に対しては、民間に対して大蔵省が考へておる部分を十分に参照して、決して劣勢に終わるといふふうにならないで行政をやつていくということをお答弁いただきたいと思います。

○中島委員長 これより討論に入るのて、御懸念の少しでもないよりなものに心がけてやつていきたいと思つております。

○中島委員長 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。

○中島委員長 引き続き文部省設置法の一部を改正する法律案に対する法律案に対する質疑を続行いたします。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 この著作権の改正の必要については、ほとんど常識になつておる。その必要の確認を局長が答へられたのですが、聞くところによると、文部省の著作権課においては、数年前から世界の各国の資料、条約関係その他の資料を準備をして、そして著作権の改正は、そういう調査を置かなくてはならない程度まで準備ができておると私は聞いておるのですが、その点はいかがですか。

○齋藤(正)政府委員 事務当局といったしまして、各国の立法例あるいは国

内の問題点等は、着々準備を進めておきます。それから先ほど申しました著作権の改正にからみまず隣接権の問題につきましても、よりやく昨年で問題が出尽くした感じがございませぬ。しかし、事柄はかなり広範多岐にわたっておりまして、内容自体が相互に関連がございませぬし、また、著作権の保護の事柄は、著作権者の権利の擁護と、利用者の立場と、それから一般公益の立場と、この三者を勘案して、妥当な線をきめるべきものであると考へますので、今回御提案いたしましたように、法律に基づき審議会において検討していただくという手続を経ることが適当であらうと考へまして、提案してあるよりな次第でございませぬ。

○山中(吾)委員 そりすると、準備は十分できておるけれども、利用者側の立場、公益の立場、こりいう立場もあるので、調査会を作つて、そしてあらゆる関係から非難を受けないような体制を作らなと困るから、調査会を作るといふことですか。直ちに法案を作るだけの準備はできておる、こりいうふうに聞き取れるのですが、その通りですか。

○齋藤(正)政府委員 準備が完全にできておるとは申しませぬ。それはなお補つていくことは、十分審議の過程でございませぬけれども、すべての問題点等の所在あるいは審議に付すべき材料等につきましても、かなり準備を進めておる段階でございませぬ。

○山中(吾)委員 よく調査会を設置する場合には、改正を引き延ばすための、足踏みをするために作る調査会の場合、それから責任を分散して、文部省が直ちにその法案を出すに抵抗が

ある、そのために調査会を作る場合、さらにはほんとうに調査をしなければ結論が出ないという場合と、三つあると思ふのです。私は、こりいう意味においては、最後の場合以外はあまり審議会、調査会は好まないのですが、この場合、いすれにしても批判は別にして、今度の著作権制度審議会の目的は、準備は大体できておるのだ、しかし、いろいろ利害関係の対立もあるから、責任分散と言つてはいけなから、民主的に納得する線を持つていきたいから、審議会を作るのだ、これが三たる目的である、そりですか。

○齋藤(正)政府委員 完全な全面改正をして法典を作り出す場合のすべての準備が、われわれ事務局で現在可能だといふふうにおとりになりますれば、必ずしもそりでもない。かなり入り組んだ専門的なところがございませぬから、学者等を入れます、基本的な問題については一応討議をしてみれば、われわれは簡単に結論を出し得ない問題がございませぬ。ただ、今回審議会を設けて御審議願ひますのは、先生が前段におつしやいましたように、問題が多いが、その解決を延ばすと言つて語弊がありますが、そりいうことでなくて、われわれとしては、積極的に著作権のいろいろな問題の解決を進めるといふことで、諸般の準備を進めながら、御審議をわすらわし

ていきたい、かやうに考へます。

○山中(吾)委員 大体わかつたのですが、そりすると、この調査を進めるのにそり長くはかからない、一年ぐらいで大体原案はできるといふふうに、局長のお話では考へていいよりに思ふのですが、大体数年前からこりいう準備

をされておることは、私も承知をしておるわけですが、腹の底では局長も自信が相当あるはずだと思ふ。ほんとうに言へば、きつと専門家よりもさらさら知つておるのじやないか。原案はおそらく局長の方から出してこるといふことは、もう明らかなんです。従つて、二年も三年もかかるはずはない。おそらく一年なら一年を目標にしてやるとか、そりいうことは言へませぬか。

○齋藤(正)政府委員 これは審議会でも御検討を願ひたいと思ひます。審議会が能率的に行なえるように、すべての材料、問題点等は準備を進めて参り、また、現在も進めておられます。ただ、審議の過程におきまして、全問題を一括して全部そろえてなし得るか、あるいは重要事項について、あるいは問題の処理しやすいものから審議会がどんどん結論をお出しになるか、それはむしろ著作権法の改正を進めるといふ方向で、どちらの方法がいいかを私どもは検討して参りたいと思ひます。

○山中(吾)委員 お聞きしておるのには、一応文部省は著作権制度審議会を設置するについては、調査の期間のめどは大体お持ちになつて提案をされておるのじやないか。めどをお聞きしておるわけですか。

○齋藤(正)政府委員 私どもは、この点を、先生のお尋ねのように、一年と区切つてお答えするのがいいかどうか、今ちゆうちゆうするものでございませぬ。私たちは、少なくとも二年、三年重要な問題が引き続きたならしになるということがないように、準備を進めたいと思つておられます。

それからも一つは、問題点が非常にはつきりいたしましたけれども、実際に相当の部分立案いたしますためには、これは私どもだけでなく、立法技術の問題として時間がかかるということもあろうかと思ひます。

○山中(吾)委員 局長としては、一年めどでやりますといふことは言へないだらうと思ひますが、少なくとも大臣その他が引き延ばしてやるのではななくて、今までの経過からいへば、国際的な著作権水準からいへば、ほとんど常識でわかつておるわけなんです。二年も三年もかかるような調査会なら、私はどうしても賛成できない。私は推進すべきだといふ立場で批判しているわけですから、その点は今までの過程からいふと、一年ぐらいで何とか結論を立てるよりに努力してみたいといふことくらいは言へないのですか。これは荷が重ければ、あとで大臣に聞きたいと思ひますが、言へませぬか。別に責任を問ひわけじやないのですが……

○齋藤(正)政府委員 私どもとしては、できるだけ早く重要な問題について結論を得たいと思つておられます。ただ、先ほど申しませぬでしたけれども、新たな分野で入つて参ります各般の問題、たとえば応用美術の問題と

か、いろいろな問題がございませぬので、そこが非常に短期間に解決がつくといふようなものでもないかもしれませぬ。従ひまして、国内問題としてあるいは国際関係におきましても、急を要するものから審議をして参りまして、そりして急を要するものについて、できるだけ早く結論を得るよりにいたしたいと思つておるのでございませぬ。しかし、著作権法は何しろ六十年にわたります現行制度でございませぬから、いろいろの点でお長期にかかるといふ部分がある。しかし、長期にかかるといふ部分があるからといって、緊急を要するもの、あるいは早く解決した方がいいといふものを延ばすといふようなことは、私どもはほしきやうに心がけた

○山中(吾)委員 次に、この法案が成立をして、審議会が発足する場合の構成については、著作権法の本来の目的は、著作権者の保護が主たる目的であつて、著作権者を保護することによつて、こりいう文化物の発展をはかり、そりして公共性といふものが制度的にどうされるかといふことが、考案、苦心される問題だと思ひます。従つて、こりいう場合に著作権者の側の意見が十分に通るよりの構成でないといふ金もつけだけを考へる事業者側の強い発言でいけば、著作権法の目的は喪失してしまふ。それで構成については、著作者、学者とか、芸術家とか、美術家とかいふよりの人たちの代表者の発言が、正当に通るよりの構成をすべきであると思ひますが、それについての御意見をお聞きしておきたい。

○齋藤(正)政府委員 委員会の構成につきましても、単に利害関係者がそれ

ぞれ主張してまともでないというより、なごとのないよりに配慮はいたしたいと思ひます。お話のように、著作権法を担当いたしました者として、著作権者の保護ということが第一でございます。ただ、保護がどの程度であるかというところが問題でございます。すし、それが公共の利用という観点でどの程度に折り合いをつけることが、実際の運営から見ても、あるいは国際著作権法のあれから見ても、妥当であるかというところは、十分学識経験者によつて判断していただきたい。ただ利害だけの議論がまつわりついで、公正な結論が出ないような仕組みにはしたくない、かように考えております。

○山中(吾)委員 内容に入らないで、入口ばかりでなしているのですが、今まで著作権審議会があつて、そうして、これは大臣の諮問機関でなくて、局長の諮問機関ですか、局長の諮問機関というのが僕にはわからないのだが、いずれにしても、著作権制度の審議をする何か準備機関が作られたところが、この著作権制度審議会の運営が、どうも著作者の意見というものはなかなか出ないで、薄くなつてきたというのを聞いています。従つて、新しく正式に設置法に基づいてこういう制度の審議会ができて、今までのように、そういう発言権の割に少ない、なれていない著作者の意見が、いつも第二義的になるといふようなことでは、目的は果たさないのじゃないかと思ひます。私は特に申し上げてい

るのです。この点は、大臣が来たときにまたお聞きしたいと思ひます。そこで、特にいろいろな点において改正すべき点は非常にたくさんある。

その一々について大体どういう方針だということをお聞きすることはきょうはやめます。しかし、設置する限りにおいては、当然一定の方向は持つていなければいかにと思ひますが、それは省略します。

そこで、もつと緊急に私が思ひのは、著作者の保護期間です。死後三十年という現在の著作期間は短い、五十年にすべきだというのが世論としてあること、ベルヌ条約体系の中にある国からいつたら、三十年というの日本とタイ国ぐらいしかないでしょう。共産圏とか、そういう最初から著作権についての保護の質が違つてくるのは別として、ベルヌ条約体系からいつたら、三十年という短い保護期間を持つてゐるのは、二国か三國と聞いておる。そういう点からいつても、私は、これだけは改正すべき中で緊急を要する性格のものだと思ひますが、その点はいかがですか。

○齋藤(正)政府委員 お話のように、現在著作権に關しましては、ベルヌ体制の国と、米州關係の条約の国と、それからいづれにも属さない国とがありまが、ベルヌ体制の国では、現在五十年に満たないものが四カ国ございまして、日本、タイ、ルーマニア、それに最近ポーランドが二十年にいたしましたので、四カ国になつております。それで、今新しいブラッセル条約の規定が最低五十年にいたしておりますので、私どもの審議会に検討を願う目標というものは、おのずから判断されるわけでございます。ただ、一つ申し上げておきたいことは、日本の著作権法におきましては、かなり問題になつてゐる著作物が入つております。その中

には、先ほど申しました隣接権条約の關係におきまして、むしろ、世界の常識から見ても、下げる必要のあるものも一、二あるわけでございます。そういうこともやはり審議会でも検討していただいて、著作権法と隣接権との将来の世界的体制を見て振り分けていかなければならぬ問題も、私どもの頭の中にはあるわけでございます。その点は、将来各国がどういふ体制をとるかというのを頭に入れながら、御審議をお願いしたい、かように思つております。

○山中(吾)委員 そういふ公共性の問題も確かに解決すべきものがあると思ひますが、日本の現在の状況から見ますと、ある文芸作品が、その著作者がなくなつて三十年後に、未亡人、子供たちが保護の期間が切れて困るというふうな現実が非常に多いこと、それだけで五十年にすべきだとは考えないのです。三十年が切れたあと、出版会社が印刷を払わないで同じ価格で売つてゐる。従つて、出版会社が利益を得るだけの話で、本を讀む方からいへば、安く買つておるわけじゃないのです。そして、著作者及びその著作者が幸福を願う家族が、印刷がなくなつて、出版会社は印刷を払う分だけ利益になる。保護する以前の出版の場合も、同じ価格で販売をされるという事実の中に、だれを保護する目的なのかという一つの大きな問題があると思ひます。

五十年にして、五十年以後は、著作権の公共性を主張して、残りの印刷税は國に納めることにして、それを文化事業に使うとか、そういうやり方もしないんじやないか。個人のものから離れて公共的な著作物となつてくれば、

もつといろいろ考え方があつてと思ひます。今局長は逆の傾向があるとか何とかおっしゃつたが、共産圏は公共性を最初から考へて、著作者をちゃんと保護していると思ひます。その点は、常識的に三十年を五十年にする、そして著作者を保護しながら、そのあとは今言つたような文化事業に使つて——出版会社だけの利益になつて、他のものはみなマインナスになるというふうなことは、ほとんど論議の余地はないじやないですか。

○齋藤(正)政府委員 私の答え申し上げた点が少し不明確だったのでございませうけれども、私は一般著作物の保護期間について言つたものではございませんで、現行の著作権法で著作物と定められております中には、たとえば実演家に関するものとか、あるいはレコード製造業者の権利でありますとか、そういうふうに移行すべきもの、その性質から見ても、別途の体系で保護期間を定めるべきものも入つておる。そういう關係もやはり検討しなければならぬということ、その部分につきまして短期の問題が起つておるといふことを申し上げたのでございませう。

それから、保護期間が消滅いたしましたから問題につきましては、要するに、無期限でありますれば、それが単に経済問題でなくて、それを利用するといふいろいろな立場に立ちました場合に、あるいは引用でありますとか、いろいろの点で、いつまでもその著作権者の許諾というものが必要である無制限な制度は、またいろいろ問題がある。著作権につきましては、わざわざ一定の保護期間を設け、その保護期間をどこに定めるべきかという問題が所

在してありますので、そういう点も十分に検討していただきたい、かように思ひわけでございます。

○山中(吾)委員 その点はその通りなので、永久に保護するということは個人を保護するにすぎぬし、また短かければ、これは著作者を保護することによつて文化的なものの発展をはかるという著作権法本来の目的から言つてもおかしいので、それを国際水準によるとか——日本のように子供とか未亡人が生きてゐる間に保護期間がなくなるというのではいけない。寿命もずいぶん延びておる。若い天才的な者が書物を書いて、それが夫人が非常に若いうちになくなるといふような日本の実情からいつても、緊急な問題として期間をどこに置くかというのを論議してゐるので、永久に保護すべきだといふような論議は少しもしてないのです。いずれにしても、三宅艶子さんですか、それから北原白秋さんの子供さんとか、ああいう人たちはすぐ切れるといふので心配をしておるわけなんです。今局長が言つたように、非常に複雑なものだから、隣接権の問題も含んで全部結論が出ないと、法案としては出せないということになつてくると、刻々として保護の期間がなくなつていくので、別途何か方法がないかと、今そういうことを心配してゐるわけなんです。その点、複雑な問題であるから、一つの項目の結論が出ても、総合的な結論が出るまで足踏みをしたいな

ければならぬといふのは、矛盾が出てくるのではないかと。そういう矛盾をどうして解決するか。それはいろいろの点において考慮する余地もあるし、方法がないとは言へない。そういう

うことも十分検討されることを私は要望しておきたいと思ひます。その辺、複雑な問題であるだけに、一つのものために他の関係を犠牲にすることにならぬよう配慮すべきだと思ふ。その点、抽象的でけつこうですから、理解ある考え方ができれば、ここでお客様としておいていただきたい。

○齋藤(正)政府委員 いろいろな制度との関連が複雑であるから、一切がつかない全部結論が出なければ処置がとれないということでもないと思ひます。その問題は残しておいて、しかし、基本的な考え方、どういふふうに処理するかという方針を立てて、解決できるものから解決するという方法も、審議の過程で十分あり得るわけでございますから、私も、事柄の重要性等を考えまして、いやくも審議ということ事で事柄の解決がいたすに長引くというふうなことはないように、十分注意して参りたい、かように考えております。

○山中(吾)委員 今の問題、少しくどいようですが、審議会が発足することによつて根本的に論議をされることはけつこうですが、それと並行して、きよらあすにも保護期間がなくなつていく人があるという現実があるので、保護期間を延長するという救済方法なんかも考えるべきではないか。行政的にはできなくても、政治的にでも延長すれば、法案を作るときに十分検討できると思ふ。一日あるいは二、三日の間にもだれかが保護期間を喪失するという現実を見て、それを審議会において慎重に審議するということ、そういう救済的な立場というものが調和がとれるようなことは、やはり検討すべ

きじやないか。そういうことを思ふので、この点については、局長の審議会設置を提案した立場からは、積極的にならぬよう答へはできないと思ひますけれども、一方に別な一つの必要性、緊急性があるということについては、局長の審議会の設置を国会に提案して説明する立場と同時に、その期間、この分だけ不利益を与えない方向に救済的な処置をとるといふようなことについて、私は矛盾のないような一つのあり方はあり得るのだ、こういふように思ふのです。その点を、私は局長はここで明確には答へはできないと思ふのだけれども、私の方から要望しておきたい。そういう立場も私はあると思ふので、大臣が来れば、今質問した点についての一応の要点をお聞きして、質問を終わりたいと思ひますが、この点について何かお答へできれば一つしていただきたい。できなければできないうでけつこうです。

○齋藤(正)政府委員 私どもが行政的に考えまして、今回の提案が一種の既得権といふものを失わせるということでありましたら、今の御質問の点を行政的に考えたであらうまいし、それども、現在の問題はそういうことではないものでございまして、今突然のお話を、その道の否についての考えを述べることをごさし控えたいと思ひます。

○山中(吾)委員 答へられないと思ひます。実際は法案ができたときに、現在保護期間がなくなつた人も、二年後に保護期間が延長される人も、保護される立場から条件は同じなんです。従つて、二年後に法案が提案をされたときに、保護期間の適用については、二カ年さかのぼるとか何カ年さかのぼ

るといふことができればいいが、一たん喪失した保護期間を復活するということは法的技術がむずかしいから、そこで何とかならないかということ、私は緊急性を持った問題だと思つて、意見を述べておるわけなんです。お答へできないけれど、けつこうです。

○齋藤(正)政府委員 これは、これから検討することでございますけれども、隣接権に關しては別個の法律を作るといふことにならうと思ひます。これは私の今の考えでございます。ただ先ほど申しましたように、日本の著作権法は、隣接権として定められるべきものが、現在部分的に著作権法としてございまして、第一条等にもございまして、そういうものは、やはり私も事務当局が考えますのは、隣接権といふことの体系の中に仕訳をしていくべき性質のものだ。諸外国の関係も、それでございまして、条約も、それでございまして、これは、著作権として、他のたとへば小説でありますとか、そういうものと同一ような角度でいろいろの規制をいたしますことが、困難な問題でございます。その全容が、実は先ほど申しましたように、昨年の秋の会議ではつきりいたしましたし、その会議の模様から見まして、各国がどういふ方向をとるであらうかということも、私も出席いたしましたして大体わかり

ましたので、隣接権の問題は、著作権法のこの改正とからんで検討して参りたいと思ひます。

なお、先ほどの保護期間の消滅の問題でございますが、これは年単位で消えて参りますので、その点は御承知願ひたいと思ひます。

○山中(吾)委員 満単位でなしに不足した著作権者は、三十年というの、その次の年から数えられますか。

○齋藤(正)政府委員 著作権法第九条に起算点に關することがございまして、死亡した翌年から考えますので、著作権の消滅は、いつの時期になくなりまして、暦年の末に消滅する、こういうことになるわけです。

○山中(吾)委員 そうすると、本年消滅するはずのものは、十二月末までは必ず保護はある、こういうことですか。

○齋藤(正)政府委員 はい。

○山中(吾)委員 それから、今局長が話された、隣接権は別の法案でやるという方針は、これも審議会において承認がなければならぬと思ふのですが、そういう方針が通ると仮定すると、隣接権に關する法律を著作権に關する法律と同時に提案しなくても、著作権法を先に出すということは可能ですか。

○齋藤(正)政府委員 これは審議の過程によりまして、可能でございます。ただ、審議の当初におきまして、その考え方の基本といふものをどうするかというところは、著作権法とのからみ合ひで御審議願ひなければなりませんけれども、これを成文にいたしましたしていつ国会に提出するかというこ

とになりますれば、おのずから別の問題でございます。

○山中(吾)委員 大臣がお見えになつたので、結論的に御答へを願つておきたいと思ふのですが、今局長と質疑応答したことは、この設置法の一部改正で著作権制度審議会を設置するについて、現地の著作権法は非常に古い、時代錯誤的なものであるから、改正の必要を認めて審議会を設置するのだ。この点は了として、むしろ、すみやかにこれは結論を出してもらいたいというのが、私の結論であります。著作権法の本来の目的は、著作権を保護して、文化制作物の発展をはかるということが目的なのであります。一方に公共性もある。だから、そういう著作物を保護しながら、一方に公共的な立場を配慮するということは当然でありますけれども、出版会社の場合は、著作権を長く保護されることは、當利的に好まない一つの性格があるわけでありまして、ところが、現在、著作者の死後三十年の保護になっておりますけれども、三十年の保護が切れて印刷を払ふ必要がなくても、価格が下がらないで、それが出版会社だけの利益になる。一方、日本の場合においては、芥川龍之介にしても、あるいはその他の天才的な文芸家にしても、二十代に著作を出して若くして死ぬ。従つて、未亡人が五十、六十になつて生きておるまま、保護からはずれてくる場合が非常に多い。生存期間も長くなつておる。五十年にするといふふうなことも、緊急に現実問題として必要な場合がたたくさん出ておるわけなんです。そういうふうな一番利益を主張するといふ立場、著作権者を守るといふ立場が、こ

うり著作権制度審議会のメンバー構成の中に正当な意見が反映するといふふうな構成でない、私はこういふ審議会制度を作っても逆なことになるのじゃないかといふことを心配するの、構成をするにあたっては、著作者の代表者が参加するように十分配慮して、その人たちの意見が反映するよ

○荒木国務大臣 御指摘の通り、著作権法はすいぶん古いもので、かたかなで文語体で書いてあると記憶しており

ますが、そのぐらいなものですから、時代に沿わない点がたくさんある。實際にも、国際会議を通じてそういうこともあわせ考えられつつ進行して

○荒木国務大臣 御指摘の通り、著作権法はすいぶん古いもので、かたかなで文語体で書いてあると記憶しており

ますが、そのぐらいなものですから、時代に沿わない点がたくさんある。實際にも、国際会議を通じてそういうこともあわせ考えられつつ進行して

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

御意向のある点もしんしゃくしまして、万全を期したいと思ひます。○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

○山中(吾)委員 第二点をお聞きした

この著作権に関する資料は世界的に集めて準備をされておる、審議に際して必要な資料はほとんど準備してお

文部省という立場から申し上げまして、極力結論を出していただくのを推進するといふことを考へるべきで、

○山中(吾)委員 大臣、おられなかつたので、復習いたしますが、局長との話し合いの中にも、純粋の著作権保護

に關する法案と、隣接権に關する法案との二本立にしてやりたいというよう

○山中(吾)委員 大臣、おられなかつたので、復習いたしますが、局長との話し合いの中にも、純粋の著作権保護

に關する法案と、隣接権に關する法案との二本立にしてやりたいというよう

○山中(吾)委員 大臣、おられなかつたので、復習いたしますが、局長との話し合いの中にも、純粋の著作権保護

に關する法案と、隣接権に關する法案との二本立にしてやりたいというよう

○山中(吾)委員 大臣、おられなかつたので、復習いたしますが、局長との話し合いの中にも、純粋の著作権保護

に關する法案と、隣接権に關する法案との二本立にしてやりたいというよう

りして国際水準からいっても、それが常識であるのだから、何らかの方法で

○中島委員長 受田新吉君

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○受田委員 この法案と直接関係のある問題についてお尋ねしたいと思ひ

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○齋藤(正)政府委員 外国の美術品につ

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○受田委員 その収集にあたって、外

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

りして国際水準からいっても、それが常識であるのだから、何らかの方法で

○齋藤(正)政府委員 外国の資料の買

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○受田委員 私は、この機会に特に文

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○齋藤(正)政府委員 外国の美術品につ

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

○受田委員 その収集にあたって、外

今度の法律の改正案の中に、国立近代美術館の分館を置く規定があるわけ

のを外国からこちらへ入れるというこ
とではなく、日本にあるそういう大事
なものを、交換は別として、十分これ
を保護育成するという努力をもっと積
極的にされる必要はないか。最近、重
要文化財その他美術品等がいつの間
にか外国に流れ出ておるような傾向を
見るが、これはあなたの方がよく御存
じだと思えますので、お答えを願って、
私の質問を終わることにいたします。

○齋藤(正)政府委員 文化財につきま
しては、重要な文化財、美術品の買い
上げのための予算も組んでおります
が、私どもは今お話しした点については
十分留意いたしました。今後も予算の
拡充あるいは施設の拡充に努力したい
と思えます。

○中島委員長 これにて質疑は終了い
たしました。

○中島委員長 これより討論に入るの
であります。別に討論の申し出もあ
りませんので、直ちに採決いたしま
す。

文部省設置法の一部を改正する法律
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本
案は可決いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の
作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は、
明九日午前十時理事会、十時半委員会

を開会することとし、これにて散会い
たします。

午後零時二十五分散会

〔参照〕

自治省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二六号)に関する報告
書
文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六九号)に関する報告
書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局